

# 川崎市車体利用広告物ガイドライン（電車・定期路線バス）

## 1 趣旨

電車及び定期路線バスは、公共交通機関として公共空間の秩序の維持に努めなければなりません。

そのため、交通事業者のみならず、広告主及び広告代理店（広告制作会社）等は、それぞれの立場で都市景観との調和と交通安全等について、市民（利用者）に与える影響を考慮する必要があります。

そこで、川崎市は、電車及び定期路線バスへの車体利用広告物が都市景観と調和し、市民に親しまれる存在となるようガイドラインを示します。

## 2 概要

### （1）景観への対応

車体利用広告物は、路線全域（地域）の景観や街なみと調和したデザインが求められます。

### （2）公共交通機関としての識別性の確保

特に定期路線バスにおける車体利用広告物は、利用者がバス会社名や行先等を容易に判別できることが必要です。

### （3）交通安全の確保

車体利用広告物は、運転者等が一瞬の不注意で大惨事を招かないよう、交通安全の確保が必要です。

### （4）市民への対応

公共交通機関として電車及び定期路線バスは、青少年保護の立場から有害と思われるもの、また、消費者保護の観点からふさわしくないものや人権侵害、差別、名誉毀損、その他社会風紀を乱す恐れのあるものは、車体利用広告物として望ましくありません。

### （5）自主審査

#### ①交通事業者の責務

交通事業者は、本ガイドラインを遵守し、自己責任において、自主審査基準及び自主審査委員会を設け、自主審査を行ってください。

#### ②広告主及び広告代理店（広告制作会社）の責務

広告主及び広告代理店（広告制作会社）は、交通事業者が行う自主審査を受け、本ガイドラインを遵守した節度ある広告物の制作に努めてください。

#### ③市民の車体利用広告物に対する意見の反映

交通事業者は、市民（利用者）の意識調査等を定期的に行い、意見を厳粛に受けとめ、市民（利用者）に対し情報公開と広告物への反映が求められます。

## 3 その他

### （1）市条例適用地域外のまたがる路線

定期路線バスは、使用の本拠地が市条例適用地域内にある路線のものに限ります。

電車で市条例適用地域外（市外）に路線が及ぶ場合は、各自治体の条例等の指導に従う必要があります。

### （2）許可の対象とならないもの

貸切、増便等定期路線及び定期運行以外の電車・バスや新幹線及び高速道路を走行する定期路線バスは、許可の対象となりません。

# 車体利用広告物ガイドライン

## I 景観への対応

- 1 走行する路線全ての景観と調和したデザインとする。
  - ・街なみや景観を「地」、車体利用広告物（車体）を「図」と考える
- 2 車体の形状及び色彩と調和したデザインとする。
  - ・バス事業者の識別のための色彩（C. I. カラー／車体前面）との調和を考える
- 3 デザインはイメージを主体としたものとし、複雑な告知内容を避ける。
- 4 彩度10以上の高彩度色及び明度3以下の暗い色調を地色又は広範囲に使用しない。
  - ・高彩度色同士の組み合わせ、補色使い及び多色使いを避ける
- 5 定期路線バスは、営業所ごとの保有車両の概ね30%以内とする。

## II 識別性の確保

- 1 車体利用広告物を表示した車体は、色の具合で視認しにくい場合があるので、利用するバス会社が容易に識別できるよう努める。
- 2 法令等に基づく表示が容易・明確に識別できるよう配慮する。
  - ・車いすステッカーや行先表示等を明確に表示する

## III 交通安全の確保

- 1 公衆に対し危害をおよぼす恐れのあるものは使用しない。
  - ・腐食、破損、脱落、はがれ等の恐れのあるもの
  - ・公序良俗を害するもの
- 2 交通情報等と混同する恐れのあるものは使用しない。
  - ・信号機又は道路標識等の効果を妨げるもの
  - ・緊急車両等と類似したもの
- 3 運転者の注意を著しく阻害する恐れのあるものは使用しない。
  - ・後部の色がテールランプと紛らわしいもの
  - ・4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
  - ・文字表記が多く読ませるもの
  - ・絵柄や文字が過密しているもの
  - ・同一規格内容を過剰に複数、表示したもの
  - ・窓より上部に図柄や文字を表示するもの
- 4 運転者を幻惑させる恐れのあるものは使用しない。
  - ・照明装置及び映像装置等を使用するもの
  - ・発光、蛍光、反射等素材及び鏡等を使用するもの
  - ・トリック効果等有するもの

#### IV 市民への対応

- 1 青少年の健全育成に反するものは表示しない。
    - ・暴力、わいせつ性を連想・想起させるもの
    - ・ギャンブルを肯定等するもの
    - ・青少年の人体・精神・教育に有害なもの。
    - ・性を意識させるようなもの
  - 2 人権侵害、差別、名誉毀損に当たるものは表示しない。
    - ・人の人格・身体・思想等を侵害するもの
    - ・人を人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するもの
    - ・人又は法人等の名誉等を毀損するもの
  - 3 消費者保護の観点からふさわしくないものは表示しない。
    - ・虚偽の内容を表示するもの
    - ・法令等で認められていない業種・商法・商品を表示するもの又は肯定するもの
    - ・誇大・比較広告等手法上議論があるもの
    - ・責任の所在が明確でないもの
  - 4 容易に市民の理解が得られないものは表示しない。
    - ・卑猥な内容・デザインのもの
    - ・風俗営業に関連するもの
    - ・布教を目的とするもの
    - ・政治的意見発表や論争の場となる恐れのあるもの
    - ・世論が大きく分かれる業種、商品等に関するもの
    - ・その他社会風紀を乱す恐れのあるもの
    - ・恐怖、違和感を与える恐れのあるもの
- #### V 自主審査
- 1 交通事業者は、自己責任において、次により自主審査を行う。
    - ①自主審査基準を設ける。
      - ・自主審査基準には、景観との関係、広告の内容、デザイン、色、業種等について必要な基準を定める。
    - ②走行する地域の実態を把握し、路線を決定する。
      - ・デザインや走行する路線等を決定するため、背景となる地域（住宅地域、商業地域、工業地域等）や施設（病院、学校、公園等）の実態把握をする。
    - ③デザインの専門家が参加した自主審査委員会等の組織を設置し、景観の実態把握を基に自主審査基準によりデザインの審査を行う。
      - ・デザインの専門家とは大学教授等学識経験者とする。

- ・デザイン審査担当者（審査委員）は、広告主及び広告代理店（広告制作会社）等で広告の制作に関与していないこと。

④「車体利用広告物自主審査報告書」（以下「報告書」という。）を作成し、広告主等及び許可申請者に通知する。

- ・許可申請の際に、デザイン審査の経緯が明記された報告書を必ず提出すること

2 広告主は、自己責任において、本ガイドラインを遵守し、広告代理店（広告制作会社）に依頼する。

3 広告主及び広告代理店（広告制作会社）は、交通事業者が設置する自主審査基準に従い、自主審査委員会等の審査を受ける。

4 広告代理店（広告制作会社）は、自己責任において、交通事業者による自主審査結果を踏まえ、本ガイドラインを遵守して節度ある広告物を作成する。

5 車体利用広告物を表示しようとする者は、許可申請時に、交通事業者が行う自主審査の結果（「報告書」）を市長に提出する。

- ・「報告書」には、交通事業者が設置した自主審査基準、自主審査委員会の名簿を添付すること

## VI その他

1 交通事業者は、車体利用広告物について、利用者の意識調査を定期的に行うとともに、市政モニター等市民の意見を厳粛に受けとめ、公共交通機関としての責務を果たすこと。